

令和2年3月27日

のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）素案に対する意見及び検討結果について

市民参加条例第15条の規定による「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）素案」に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施した結果について下記のとおり公表いたします。

なお、お寄せいただいたご意見と検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、子育て支援課（市役所第二庁舎3階）、児童青少年課（同4階）、情報公開コーナー（同6階）、市役所第二庁舎1階受付、市立保育園各園、学童保育所各所、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館本館、保健センター、東小金井駅開設記念会館で公表いたします。

記

- 1 施策の名称 のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）素案
- 2 意見募集期間 令和2年1月15日（水）～令和2年2月14日（金）
- 3 意見の提出状況 15人・48件
- 4 提出された意見と検討結果
別紙のとおり
- 5 問合せ先
小金井市子ども家庭部子育て支援課子育て支援係
電 話 042-387-9836
FAX 042-386-2609

寄せられた意見と検討結果

※ 意見は提出者ごととなっています。

番号	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	<p>第四章 4-2 特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）と家庭を支援します の各項目について、8 の項目にのみ「医療的ケア児」という言葉が使われているが、「障がい児」と「医療的ケア児」をどのように区別して使用しているのか不明。8 番以外の項目に「医療的ケア児」は含まれないのか？医療的ケア児とは広義の意味で「障がい児」のカテゴリに入るものであり、8 番以外の各項目の対象にも当然に記載されるべきである。特に1 番、2 番に「医療的ケア児」が対象として記載されないことには強く反発する。「障がい児」の定義として「医療的ケア児を含む」と記載するか、または「障がい児及び医療的ケア児」という記載に変更して頂きたい。</p>	<p>【特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）について】</p> <p>番号 1 の認可保育所での障がい児保育については、いただきましたご意見を踏まえ、表記の修正を検討します。</p> <p>番号 2 の学童保育所での障がい児保育で記載する障がい児には医療的ケア児は含まれておりません。現在、学童保育所に入所可能な障がい児の要件については、「心身に障害のある児童等の学童保育所への入所等に関する要綱」において、健常児との集団保育に支障なく適応でき、常時医療面の配慮を必要としない者としており、記載の変更は難しいものと考えます。しかしながら、医療的ケア児に対する学童保育の在り方については課題と認識しており、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p> <p>番号 8 の医療的ケア児連絡調整体制整備事業に関しまして、ご意見にありますとおり、「医療的ケア児とは広義の意味で「障がい児」のカテゴリに入るもの」と考えております。児童福祉法第 5 6 条の 6 第 2 項には地方公共団体は医療的ケア児の支援の関係機関の連携の一層の推進に努めることとあり、さらに障害福祉計画上において「医療的ケア児の協議の場」を設けることを位置づけているため、その事業が「医療的ケア児連絡調整体制整備事業」につながっていくものとして、8 番の項目に取り立てて、事業を掲載しております。</p>
2	<p>第 1 章 5</p> <p>「子どもが心からやすらげる安全な環境で、」「子どもがゆたかな自然や文化にふれ、平等に保育・教育を受けて」などありますが、園庭やホールのない保育園があったり、学童では施設の広さに対して子どもの数があまりに多いです。保育士や学童指</p>	<p>【保育園と学童の環境について】</p> <p>保育園における園庭等の確保については、新規開設に取り組む中で可能な限り対応しているところであり、引き続き取り組んでまいります。いただきましたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

導員も不足しており、子どもがやすらげる環境を確保するのが難しい面があるかと思えます。子育て世帯の増加に伴う待機児童数増加、保育士や学童指導員の確保困難、市の予算など課題は数多く、すぐには対応し切れない部分はあるのかもしれませんが、早期改善頂きたいです。

第2章 4

ニーズ調査の結果概要④小金井市の子育て環境や支援への満足度について「子育て環境や支援への満足度」は質問の範囲が広すぎであり、「子育て環境」と「子育て支援」はそれぞれ評価した方が良いように思えます。満足度が向上、不満が減少した理由を把握した上で、事業計画や施策の取組が議論されているのでしょうか？

p. 39 第3章 第1節

「市内移動が比較的容易なこと」とあるが、決して容易とは言えません。乳児検診等は保健センターで行われるが、駅から遠く、東側に住んでいるとバスや電車を乗り継いで30～40分かかり負担が大きいと感じます。雨の日に子供が2人、3人連れてとなると非常に大変です保健センターの駐車場は利用できず、近くにコインパーキングもありません。病児保育も桜町病院はアクセスしづらく、利用しづらい面があります。以上から、市内1区域で事業を行うことが適切とは言えないと考えます。

第3章 第2節(3)

3号認定は、必要利用定員総数に対して過不足がゼロとなるような計画ではありま

学童保育所について、第1章の5で記載する基本理念の重要性は十分に認識しております。児童が安心して楽しく通え、保護者も安心して通わせることができる学童保育所の環境づくりのため、希望児童数に対応できる保育場所の確保、指導員の確保に努めて参りたいと思えます。

【子育て環境や支援への満足度について】

質問を「子育て環境や支援への満足度」としたのは、前回調査と同内容の質問とすることにより、調査結果の経年比較を行いたかったことによります。貴重なご意見として、次回ニーズ調査実施の際に参考とさせていただきます。

満足度向上、不満減少の理由については、保育待機児童数減少の寄与が大きいと考えており、次期計画でも引き続き待機児童対策に取り組めます。

【区域設定について】

貴重なご意見をいただき誠にありがとうございます。また、ご不便をおかけして申し訳ございません。

今後、新庁舎・新福祉社会館が完成しましたら、保健センターの機能もそちらに移転する予定です。新庁舎・新福祉社会館は、市の中心部に位置するため、利便性がよくなります。

病児保育については、次期計画において新たに定員規模4人程度の事業の実施（開設）を検討することとなっております。

なお、「市内移動が比較的容易なこと」の記載については再検討させていただきます。

【3号認定について】

ご意見にある量の確保につきましては、国の待機児童数の考え方とも

すが、認可外保育施設や地域型保育事業を含んで量を確保しています。利用者としては認可外保育施設ではなく、認可保育園への通園を希望しているのではないのでしょうか？保育利用料や、園庭、面積基準など、認可の方が保護者や子供にとって子育て・子育てしやすいです。また、自宅と保育園までの距離や通勤等を考えると、枠は空いていても入園を見送るケースもあることから、必要利用定員総数に対して確保数は多目に見積もる必要があります、なるべく認可保育施設でまかなうことを考えて頂きたいです。

第3章 第2節 4教育・保育の質の向上

全体を通して、教育・保育の”量”に関する項目ばかりで、教育・保育の”質”に関する記載が少なすぎるように感じます。また、教育・保育の量については、現状と目標に対する数値等がありますが、教育・保育の質については目標がなく、どこを目指しているのかが不明確です。「市においても、いっそうの保育士確保策を検討していきます」とありますが、現状、公立保育園の正規職員が不足している中で、市職員の保育士募集は任期付職員となっています。任期付職員では雇用が不安定なため、応募者が少ないのではないかと思料します。なぜ、任期の無い正規職員ではなく、任期付職員の募集をするのでしょうか？保育士確保の上で、任期無しの正規職員を募集するべきではないでしょうか

第5章 3 成果指標

現状値と目標値の記載がありますが、現状値がない項目について目標値が記載されています。現状値を把握せずには目標値は決められないのではないのでしょうか？何を基準に目標値を決めているのでしょうか？目標値が妥当なのかどうか分かりません。まずは現状値を把握してから目標値を決めるべきではないのでしょうか？

○全体を通して

民間園が多くなっている中で、運営に行き詰まったの閉園や保育士による虐待など

整合性をとる必要があり計画を修正することは難しいですが、今回の計画案では利用率の増加傾向なども大幅に考慮しながら見込んでいるところです。いただきましたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

【教育・保育の質の向上について】

ご意見にある教育・保育の質を数値指標で評価することは非常に難しいところですが、教育・保育の質の向上については、現在策定作業中である保育計画の中で、検討していきたいと考えております。

【成果指標について】

成果指標の目標値設定に当たっては、小金井市におけるニーズ調査結果（平成30年度実施）、他自治体における子どもに関する計画の目標及び目標値、他自治体における子どもに関する調査結果など、複数の資料を参考に設定しました。

【教育・保育を運営する事業者に対しての調査について】

認可保育所については、少なくとも3年に1回、第三者評価を受審す

<p>の問題を起こした事業者のニュースを目にします。そのようなニュースを目にする と保護者としては非常に不安になります。人口動態や保護者へのニーズ調査はあり ますが、教育・保育を運営する事業者に対しての調査がありません。市では民間事 業者に関する調査は行っていないのでしょうか？是非、運営事業者に対する調査を 行って教育・保育の質を評価し、現状の把握と課題の抽出、今後の施策に役立て て頂けたらと思います。</p> <p>○全体を通して せっかく歳の幅広い子育て世代に関しての施策を議論されていますので、就学前と 就学児童、就学児童と中高生といった世代間をつなぐ議論も行って頂けると良いと 考えます。</p>	<p>るなど取り組んでおり、その結果はインターネットでも閲覧できるよう 公開されております。市では、東京都と合同で行っている指導検査も踏 まえて、引き続き取り組みを進めてまいります。</p> <p>【世代間をつなぐ議論について】 貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>3 * 児童館は、天候に関わらず自由に来館でき自由に過ごせて、気軽に相談もでき、 子どもにとっても保護者にとっても安心安全な居場所です。居場所として放課後子 ども教室やプレーパークがあっても、利用方法や目的が違うので、本町児童館につ いては、学童保育併設による過密状態を解消できるように安全に過ごすための居場 所としての環境を整えていただきたいです。</p> <p>保育園がどんどん建設されていますが、それでも待機児童があるという保育園入 所希望が多い状態のようなので、当然学童保育ニーズもますます多くなるとしま す。ほんちょう学童は今でさえ基準定員に対して在籍児童数がかなり多く、今のと ころ学童保育希望者全入ということなので、今後ますます学童保育ニーズは高まる でしょうし、その場所確保を考えていただきたいことと本町児童館の環境整備を早 くお願いしたいと思えます。児童福祉施設の整備の優先順位がわかりにくいです。</p> <p>*外国籍の子どもと家庭の支援について『子どもを育てること』について文化や考</p>	<p>【児童館と学童保育について】 児童館をご利用いただきありがとうございます。おっしゃるとおり、 児童館は児童の遊びを指導する専門の職員がおり、0歳から18歳まで の子どもが自由に遊び、困った時には相談できる児童厚生施設となつて おります。</p> <p>現在市内には3つの児童館で学童保育所と併設しています。ご指摘の とおり、学童保育の入所児童数の増加に伴い、児童館の一部の部屋を学 童保育所と併用するなどの措置を講じている館もあります。また本町児 童館は、改築から37年が経過しており、建替えを含めた老朽化への検 討が必要な時期でもあります。今後は、施設の多機能化・複合化も視野 に公共施設等総合管理計画による全施設の定量の考慮を踏まえ、今後の 児童館のあり方等について検討してまいります。</p> <p>また、学童保育場所については、本計画の推進を通じて学童保育の見 込み量を充足できるように保育場所の確保に努めて参ります。</p> <p>【外国籍の子どもと家庭の支援について】</p>

	<p>え方の違いがあること前提で、子どもの健やかな成長のために、健診や保育施設利用支援以外でもより細やかな支援をお願いしたいと思います。</p> <p>*妊娠期からの切れ目のない支援として H29~妊婦面談がありますが、母子保健事業として重要と思います。実施状況(数字) を載せていただけたらと思います。</p> <p>*仕事をしている方、実家が遠かったり、孤独にワンオペ育児をしている方への支援としてトワイライトステイ、一時預かり保育（リフレッシュ保育）の実施、拡充をお願いします。でも保育の質は確保していただけるようお願いします。</p>	<p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>【妊婦面談について】 貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。妊婦面談の実施状況を載せることを検討させていただきます。 参考までに、妊婦面談開始以降の実施人数は以下のとおりです。 ・平成29年度 639人（平成29年6月～平成30年3月） ・平成30年度 860人（平成30年4月～平成31年3月）</p> <p>【トワイライトステイ、一時預かり保育（リフレッシュ保育）について】 トワイライトステイについては、現在実施するに至っておりませんが、貴重なご意見として今後の参考とさせていただくとともに、実施に向け、引き続き検討してまいります。 保育園の一時預かりについては、今後も引き続き認可保育所の開設等にあわせて、現状の提供体制の拡充をめざしていきます。</p>
4	<p>4 教育・保育の質の向上の（1）保育の質の維持・向上の中で、保育の質のガイドラインの活用とありますが、小金井市として定めた保育のガイドラインは私公立の保育園を問わず、浸透・適用されるように最大限の取り組みを行うものと考えています。またガイドラインは作ったら終了ではなく、保育の実態に合わせて変わっていくものとなりますので、適用、改善という運用を意識した書き方にすべきです。</p> <p>また、（2）保育士の確保及び処遇の改善の中で、記載されていることは東京都においてどの地域でも行われていることであり、実効性が薄いものです。施策として他にないのでしょうか。</p> <p>2-2 子どもの体験活動を応援しますについて、地域の商工会や社会的な活動とも</p>	<p>【保育の質のガイドライン、保育士の確保及び処遇の改善について】 「活用」を「適用、改善」と修正すべきとご意見いただきましたが、市としましては「活用」という表現においても運用を意識していると考えておりますので、このままの表現とさせていただきます。 また、保育士の確保及び処遇の改善については、今後も国や東京都と連動して施策に取り組んでまいります。</p> <p>【子どもの体験活動について】</p>

	<p>協力し合って実社会の活動を体験する機会を増やし、子どもたちが地域の活動や大人に興味を持ち、社会の仕組みを体験的に学習できることが今必要とされている教育ではないでしょうか。</p> <p>多胎育児や子どもが多い家庭の育児支援策を検討いただきたいです。具体的には、多胎育児家庭の交流会やタクシーチケットの配布（外出が困難なため）などです。</p>	<p>地域の大人や異年齢の子ども、地域活動などのかかわりの中での経験・体験についての必要性は認識しています。</p> <p>地域との体験交流については、5-2「子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくります」に掲載しており、その旨を目標2の説明文（67ページ）に記載しております。</p> <p>また、学校教育においては、小学校における林間学校等での自然体験、中学校における職場体験を実施するなど様々な体験活動を教育課程に位置づけ、活動を行っているところです。この活動内容を個別に位置付けることは難しいところであり、68ページに※の形で学校での活動について、記載しています。</p> <p>【多胎育児や子どもが多い家庭の育児支援策について】</p> <p>多子家庭に対する支援策については、子ども家庭支援センターでは、産後の母親支援として育児支援ヘルパー事業における多胎児家庭の利用期間拡充や、子育ての自主グループ支援として多胎児の親の交流を目的とした自主グループ（さくらんぼクラブ）の活動を支援しており、引き続き支援してまいります。</p> <p>なお、東京都においてタクシー代やベビーシッター等利用料の補助制度を令和2年度に創設予定であるなど、拡充に向けた動きがあり、注視したいと考えています。</p>
5	<p>（1）P29からのニーズ調査（1）就学前児童の保護者調査の記載に関するコメントです。</p> <p>平成27年3月作成の以前の「のびゆくこどもプラン小金井」では、P32に「小学校就学後の放課後の過ごし方」の項目があり、低学年では、「学童保育所」が43.8%との記載がありました。学童保育所の利用ニーズについては、ニーズ調査の結果として就学前児童の保護者調査の調査結果の記載が必須だと思われませんが、前回記載されていたのに今回記載されていないのはなぜでしょうか。</p>	<p>【学童保育所の利用ニーズの記載について】</p> <p>計画全体の構成バランスを考慮し、ニーズ調査結果に関する記載量を減らしたことに伴い（現行計画より3ページ減）、該当調査結果は記載しておりません。</p> <p>なお、該当調査結果については、『小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書』の49ページに記載しています。</p>

(2) P51 量の見込みと確保の内容 についてのコメントです。

確保の内容について低学年を計画的に増加させている点、増加量については、前回の計画とくらべ改善されていると思われます。ただ、量の見込みについて、例えば令和2年度の1年生が379→令和3年度の2年生が394→令和4年度の3年生が407となっているのは、あまり実際には考えられない数字です。実態は、学年があがっても3年まではほとんど維持かあっても微増だと思われます。逆に1年生のニーズは増え続けていくと思われますので、令和4年度426→令和5年度427→令和6年度418というように減る予測になっているのは、実際と誤差が大きくなる可能性が高いと考えます。また、翌年度以降の2年、3年の数字は1年が入所した時点で容易に比較的正確に想定できるため、この表は毎年見直しが必要な表かと思えます。

(3) P51■確保策推進等についての考え方① 放課後児童健全育成事業 についてのコメントです。

「今後の学童保育所の運営・整備に当たっては、児童の安全性、保育の質の確保等を踏まえ、緊急対応の必要などから優先的に保育環境の整備を進めます。」と記載がありますが、学童の施設の整備には時間がかかります。学童の大規模化の予測をするには、卒所する3年生に対して1年生がどのくらい入ってきて結果的にどのくらい増えるかということを考えることが必要です。数年後の予測を比較的正確に予測することは、保育所に通っている子が1年後、2年後、3年後にどのくらいの人数がどの学童に入る見込みを、市が持っていると思われる情報を利用することで推測可能かと思えます。そのうえで必要な学童について、計画的に定員増や増設を検討すべきだと思います。

(4) P51 放課後子ども教室事業についてのコメントです。

「全日開催を目指し、開催回数 of 充実を図ります。」と記載されていますが、放課後

【学童保育所の量の見込みと確保の内容について】

本計画の推計の仕方としては、各年度の対象年齢の人口推計に利用率を乗じて算出しており、年度が繰り上がった際を想定して人数を算出していません。本市では、過去より低学年全体人数に対して利用率を乗じる方法で算出をしており、低学年全体の見込み量としては適正に見積もられていると考えるところです。

ご指摘のとおり、2年生及び3年生に進級するタイミングで新規利用申し込み者がいない場合には、学年を上がるごとに人数は逡減していきます。いずれにしましても、本市としては、前述のとおり、低学年全体の量の見込みとしては、概ね過去の利用率等から適切に見積もられていると考えています。

【学童保育所の確保策推進等について】

学童保育所の利用率の増加は、市内保育施設等の利用率の増加と一定程度相関関係がございます。学童保育所の整備に当たっては、全体の量の見込みのほかに、市内保育施設等の利用率の増加も加味した施設別の入所児童推計を参考にして、必要な地域に必要な措置をしまいたいと考えております。

【放課後子ども教室事業について】

本事業については、まず子どもの放課後の安全・安心な居場所づくり

	<p>子ども教室はすべての小学生が利用したいと思うような内容になっているのでしょうか。放課後子ども教室の利用児童の実績は調査されているのでしょうか。実施する内容によっては、利用児童が固定化され、特定の学年や性別がかたよってしまうのではないのでしょうか。事務報告書を確認しましたが、利用児童の学年等がわかる報告にはなっていませんでした。放課後子ども教室事業に関しては、もう少し詳細に実績の情報が公開されることを望みます。</p>	<p>を根本とし、各小学校の地域にお住いのコーディネーターの方に、様々な教室を企画いただいておりますが、異世代との交流や、地域の人との交流などの体験が図られるものとなっています。今後も多くの子どもが様々な体験ができるよう、充実して参りたいと思っておりますが、今回いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>
<p>6</p>	<p>・P7では、この計画を子どもの権利に関する推進計画と位置付ける、とありますが、第4章にある事業のうちの<重点事業>にも、それを推進して達成すべき具体的な姿や進行計画、目標値などが示されていません。</p> <p>・こどもの権利条例の具現化のため、具体的な数値目標などを定めた推進計画を、のびゆく子どもプランとは別で作ってください。その検証のための、子ども権利委員会も作ってください。</p>	<p>【第4章の<重点事業>について】</p> <p>第4章では、「施策の方向性」ごとに目指すべき施策の方向性を記載するとともに、各事業について参考指標と各年度における計画を記載しています。第5章では、「成果指標」を記載しており、計画全体及び基本目標ごとに成果指標を設定しています。また資料編では、「小金井市子どもの権利に関する条例関係事業一覧」を掲載し、子どもの権利に関する条例の各条の規定と第3章・第4章掲載事業との対応関係について記載する予定です。</p> <p>【子どもの権利に関する推進計画等について】</p> <p>のびゆく子どもプランは、子どもの権利に関する推進計画をはじめ、次世代育成支援対策行動計画、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画等の各種計画を包含していますが、どの計画においても、子ども・子育ての支援施策に関するものであることと、子どもの権利保障を第一とすることは共通しています。このため、各計画は重複する内容も多いことから、本計画策定段階において、個別計画ではなく、子どもと子育て家庭を支援するための施策に関する総合的な計画として策定することとしました。</p> <p>また、計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、各事業について毎年の進捗状況を所管課で点検するとともに、子ども・子育て会議において第3章掲載事業及び第4章の重点事業を中</p>

<p>P64・子どもオンブズパーソンの設置については、条例で役割や権限など定めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例策定は市民参加で進めてください。 <p>子どもの権利普及と保障のためには、市民と行政職員が協働で仕組み作りに関わることが重要です。のびゆく子どもプランにも、そのことを明記してください。</p>	<p>心に協議し、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ることとしています。その上で、計画期間終期には、計画全体及び基本目標について、成果指標に基づく点検・評価を行います。</p> <p>【子どもオンブズパーソンの設置について】</p> <p>市としても役割の明確化や権限の付与など、条例に基づく設置の重要性を認識しているところです。</p> <p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>【子どもの権利普及と保障について】</p> <p>子どもの権利の普及と保障のための仕組みとして、平成15年度から子どもの権利条例策定委員会を立ち上げ、市民と行政職員が協働で条例案を作り上げてきました。子どもの権利を保障し、育ちを支える子どもにやさしいまちづくりには、市民一人ひとりの意識や協力が必要です。</p> <p>そのため、基本的視点3を中心に子どもを取り巻く地域とその活動について触れています。</p> <p>今後ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
<p>7</p> <p>子どもの権利条例の推進計画とその検証の仕組みを作ってほしいと陳情しました。のびゆく子どもプランが子どもの権利条例の推進計画であるという答えをいただいておりますが、この計画を見て子どもの権利条例の推進の計画であると、どこで判断できるのかわかりません。施策の理念がそうであるのはわかりますが、それを進めるためにどのようにするのか全く書いていないからです。具体的な数値目標などをさだめた計画が別途必要だと思います。</p> <p>また、オンブズパーソン制度が進む計画となっています。そのことは素晴らしいと思いますが、どのような制度にするかが大事です。条例で権限を定めるなどして実効性のあるものにしてください。是非その際には行政と市民が協働で考える機会をお願いします。</p>	<p>【子どもの権利条例推進計画と子どもオンブズパーソンについて】</p> <p>番号6をご参照ください。</p>

	<p>子どもの居場所が重点施策になっています。どのような居場所なのかが大変重要です。第二の学校のような場所では子どもの育ちが阻害されます。親のアンケート調査の中に、小学生世代の親が習い事で放課後をうめたいと思っているという結果が出ています。全く子どもの育ちへの理解が足りない。子どもは、乳幼児から小学校3年生までに遊び集う体験がこころとからだを作るうえで必要不可欠です。特に自律神経を整える外遊びはアイデンティティの形成にも大きくかかわります。ところがその外遊びも場所や遊び環境(低年齢からの携帯電話、ゲーム機の使用)などから子ども達は外遊びをしなくなっており、日本医師会ではスマートフォンやゲームなどのもたらす健康被害(アンケートにも親の心配となっていますね。)や遊びの時間の少なさが与える子どもの心身の発達への影響をポスターを作ってお知らせしています。計画の中にそのような課題はどう反映されているのか反映するような事業があるのかわかりませんでした。(世田谷や練馬区では外遊び推進事業があります。)居場所の推進の中に室内だけでなく外遊びの推進をぜひ入れていただきたいと思います。</p> <p>また、中高校生の居場所が足りません。中高校生世代に特化した居場所づくりが、若者支援につながっていくと思います。</p> <p>ご検討ください。</p>	<p>【外遊びと中高校生の居場所について】</p> <p>市内には広大な都立公園の他、浴恩館公園や三楽の森などがあり、自由に親しむことができる自然環境となっています。</p> <p>こうした環境を生かし、冒険遊び場(プレーパーク)事業や移動児童館(わんぱく号)事業、昆虫や草花の観察会などの様々な事業を行っており、こうした事業をきっかけに、豊かな自然環境にふれあう経験を体験できるよう支援しています。</p> <p>また、保護者の不安や心配については、子育て情報の提供や講座の開催、相談事業を通して軽減していきます。</p> <p>中高校生の居場所については、市でも課題として認識しており、児童館での夜間開館事業や公民館北分館での若者コーナーの設置などに取り組んでいるところです。貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>ここ数年保育園は需要に応じて、新設されており評価できる。一方、学童保育所の定員数が追い付いておらず、総合的な計画が必要と思われる。学童保育所の広さを十分確保する施策を早急を実施するとともに、民間学童の誘致も積極的に行い狭隘化を緩和し、かつ多様なニーズに応える環境整備を行って頂きたい。狭隘化を理由に、入所制限を厳しくすることは、教育環境を悪化させるため避けるべきである。</p>	<p>【学童保育所について】</p> <p>引き続き入所を希望する児童の全員入所が可能となるように、学童保育所の量の確保に努めてまいります。確保の方策としては、建設、賃貸物件の借受け、民設民営学童の誘致等はもちろんのこと、方法を限定することなく地域ごとの実情に応じた対応を図ってまいります。</p>
9	<p>・些細なことですが P.42「確保策～」の第二段落が、4行で一文になっていて読みにくい上、意味が伝わりにくいです。</p> <p>・P.44「確保策～」のところで、「令和3年度までに～」とあり、P.43の表を見ても</p>	<p>【保育の確保策について】</p> <p>いただきましたご意見を踏まえ、表記の修正を検討します。</p> <p>【保育の確保策について】</p>

確かに過不足が+になっていますが、令和3年度というのは次の4月であり、確実に実現できるのでしょうか？文章も「確保を目指します」なので、目指したけれど達成しなかった、という結果でも良いという姿勢が透けて見えます。前の5か年計画でも平成31年度には定員が必要数を上回っている見込みだったのに、全くそうはならなかった。この実態を、今後の計画に生かしているのかどうか（利用率見込みは大幅に上昇しているので、ここに反映されている？）、一般市民には、よくわかりません。“どのようにして”定員を増やすのか、P.44の文章は一般的すぎて、伝わって来ません。

・P.46「保育検討協議会」の設置目的はここに書かれている通りでしたが、そこで話し合われたのは主に「市が設置する保育所の～在り方の検討」であり、“設置主体に応じた現状分析”はしっかり行われていません。設置主体（市、社福、NPO、株式会社など）による現状分析とその結果を示して欲しい。

・P.46（1）保育の質の維持・向上

“第三者評価受審の促進”とあるが、これは小規模や認可外施設にも適用するのか？認可園は㊤補助金のからみもあるので、受けない施設はほとんど無いのではないのか？小規模施設の場合、総予算が少ない中で受審することは難しいと考える。市として受審促進のための予算を取らない限り難しいだろうが、そこはどのように考えているのか？

・P.46（2）保育士の確保

いただきましたご意見を踏まえ、表記の修正を検討します。

【保育検討協議会について】

ご指摘の保育検討協議会からの意見の中には、公立保育園のみならず、市全体の保育所についても言及されていることから、このような記載をさせていただきました。

教育・保育の質の向上については、現在策定作業中である保育計画の中で、検討していきたいと考えております。

【保育の質の維持・向上について】

第三者評価受審対象は、認可保育所（小規模保育事業、家庭的保育事業も含む。）、認証保育所A型・B型、認定こども園となっています。

受審促進のため、令和元年度は、対象保育所に対して申請案内を周知しています。引き続き市報・ホームページにおける広報のほか、申請案内を、関係各課と連携し周知を図っていきます。

現状、小規模保育事業、家庭的保育事業でも利用できる受審費の補助項目がありますので、引き続き補助を活用し受審いただけるよう取り組んでまいります。

【保育士の確保について】

<p>「市においても一層の確保策を検討」とは、どのような策か。この前段に書かれている対応も、国・都の施策でしかない。例えば、以前、市立園に対して付けていた「市基準保育士」を市立のみでなく、全園に加配すれば保育士の過重労働も多少とも緩和されて働き易くなる。“小金井の施設は1才児が5：1”というような状態が広く世間に知れ渡れば、他よりも小金井で働きたいという保育士は確実に増える（勿論、他市にも広く展開している運営主体の場合は、中で移動があるだろうから、そうはいかないだろうが。）</p> <p>まずは、モデル足り得る市立園の保育士（以外の職種も）の期限の定めのない正規職員の補充をして、小金井の本気度を見せて欲しい。</p> <p>・ P.46（3）幼保小連携</p> <p>「子どもの成長は、家庭から」の後、保育所・認定こども園・幼稚園の順にして欲しい。家庭から先ず出ていく0才1才児の行き先は保育園・認定子ども園なので。「幼保小」も、研究者の間では「保幼小」と言う人も多い。子どもの成長の順からいくと、その方が当然と思える。</p> <p>・ P.49（2）延長保育が前の計画では平3 1年度 1116 の見込みだったが、令和2年 が 1031 になっているのは何故か。利用者が減っているのか？</p> <p>・ P.51① 1 2 行目「緊急対応の必要な所から優先的に」は、当然のこと。市内学童の大半が「緊急対応が必要」なのではないか？必要と認めたら順位を付けずに3所でも4所でも対応して欲しい。</p> <p>・ P.56（7）平3 1年度量の見込 8021、確保内容 4,116 だったが、令2年にそれぞれ 5995、3950 と下がっているのは何故か？</p>	<p>保育士の確保及び処遇の改善については、今後も国や東京都と連動して施策に取り組んでまいります。</p> <p>【幼保小連携について】</p> <p>計画の文言については、出来る限り一般的な言葉を使うようにしております。「幼保小連携」の表記につきましては、「幼保小」と記載の方がまだまだ一般的と考え、このような表記とさせていただきます。この度は、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>【延長保育について】</p> <p>計画数については、直近の実績等から算出するため、一概に利用者が減って、需要が低くなっているとは考えておりません。</p> <p>【学童保育所について】</p> <p>本市としましては、対応が必要な施設には必要な措置をしていく考えであり、同時に複数の対応を行うことも当然含まれると考えております。</p> <p>【地域子育て支援拠点事業について】</p> <p>「量の見込み」は、「家庭類型別児童数(0～2歳)」×「利用意向率」×「利用希望日数」により算出しています。ご質問の件は、「利用意向率」</p>
--	--

	<p>・P.57②前回は「私的・緊急一時預かりの充実が今後の課題」だったが、今回の文章は後退していると言えない。“限られた提供体制”と書かれると、我慢しろと言われていた気がする。そもそも、以前はなかった「定期利用型」ができたことで、私的・緊急が以前より一層、利用しにくくなってはいないのか？定期利用の実態がよくわからないが週に3日であれば、4日であれば、本来ならば保育園を利用できる層なのではないかと思ってしまう。必要な人が皆、保育園に入所できれば、私的・緊急の受け皿も広がる筈。</p> <p>「考え方」の項目なので“さらなる充実が求められています”で済ませるのかもしれないが、具体的な方策が見えない（目標値も令5、令6まではほぼ変わっていない）ので、困っている親が見れば、展望が見えません。</p>	<p>と「利用希望日数」の減少によるものです。</p> <p>「確保の内容」は、「児童館の子育てひろば事業の利用人数の過去5年間の最大値」+「子ども家庭支援センターの親子遊びひろば事業の利用人数の過去5年間の最大値」により算出しています。利用人数の過去5年間の最大値の微減によるものです。</p> <p>【一時預かり事業について】</p> <p>いただきましたご意見につきましては、認可保育所の開設を進めていくことで、一時預かりの利用についても状況が変化するものと考えております。</p>
10	<p>新庁舎建設にあたり、小金井第一小学校付近の子供たちの遊び場が失われました。高学年になると授業数も増え下校時刻が遅く、栗山公園や小金井公園、武蔵野公園などはふらっと立ち寄るには遠すぎますし、なにより時間が無いのです。武蔵小金井駅周辺に子供たちが自由に遊べる広場を作って欲しいです。中町のあたりにプレーパークができるかもしれないという話もお聞きしました。そのプレーパークの実現や、北口駅前の農園が数日学芸大学の学生さんの手により解放されましたが、農園として使用しないのでしたら子供たちに解放していただけたらと思います。心身ともに健康で元気な子供たちの育ちのために、子供の放課後を少しの時間でも外で友達と集える遊べる場所を作ってほしいと願います。</p> <p>どうぞよろしくお願ひ致します。</p>	<p>【子どもの遊び場について】</p> <p>新庁舎建設の予定地となっております中町暫定広場については、今後の工事日程により広場の閉鎖を予定しておりますが、現在は皆さまにご利用いただける状況です。</p> <p>小金井第一小学校を含む全校で、放課後子ども教室の開催日数の充実を図り、身近な放課後の児童の居場所について確保する予定です。</p> <p>ご指摘いただきました農地につきましては、市観光まちおこし協会と学芸大学が連携し「農業」に親しんでいただくためのイベントとして実施したところです。中町のプレーパークについては、市では把握しておりません。</p> <p>いただいたご意見も参考にさせていただきながら、今後も子どもの居</p>

		場所については、さらなる充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
11	<p>野外保育幼稚園の保護者です。小金井は大きな公園が 2 つもあり、自然の中で子育てができる環境にあるにもかかわらず、野外保育に対する支援が少ないためせっかくある野外保育幼稚園に通いにくい状況があるなど残念に思っています。野外保育団体や〇〇を他の幼稚園と同じように無償化することで、小金井の公園のすばらしさや子育てしやすい環境をアピールでき、自然を愛する子育て世代の家族が増えるのではないかと思います。</p> <p>また、武蔵野公園くじら山のプレーパークを常駐にしてください。外でのこどもたちの居場所がほしいのです。</p>	<p>【野外保育幼稚園の無償化について】</p> <p>幼児教育・保育の無償化については、現在、国の考え方に準じて、野外保育等の基準を満たさない保育施設であっても、東京都に認可外保育施設として届け出ている施設については対象としております。引き続き、本無償化については国の考え方を踏まえて実施していきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>【プレーパークについて】</p> <p>都立武蔵野公園では、「都立武蔵野公園プレイパーク実施方針」を策定しており、その中で、プレーパーク事業を許可できる実施回数は週 3 回以内と規定しております。小金井市の冒険遊び場事業ではそのうちの週 1 回を利用させていただいており、もう 1 回を移動児童館（わんぱく号）事業で利用させていただいております。なお、武蔵野公園はプレーパーク事業を開催していない日の子どもの利用を制限するものではありません。</p>
12	<p>児童養護施設で 4 年間児童指導員として職務し、出産子育てを経て、〇〇助産院にて産前産後の支援に従事し 20 年になります。</p> <p>子育て支援=母親を中心とした家庭の支援の拡充が大切です ママや家庭が不健康群にならないように『予防』に予算を使う方が、最終的には健康群の多い市となります。</p> <p>まずは妊産婦への支援として、出産施設だけでなく地域のサポート機関へ行く過程を作り退院後も何かあれば相談出来る機関(保健センターだけでなく、民間も入れる)</p> <p>産後うつは、既往がなくても日々の不安が重なり合えば誰にでも起こりうる事 それを解決するには、不安を払拭してくれる専門機関が常時対応出来ることが望ましいが市の機関は一斉に 17 時で窓口が閉まるので、不安が募る夜間(17 時以降)の相</p>	<p>【妊産婦への支援について】</p> <p>小金井市では、令和 2 年 1 0 月から産後ケア事業を開始する予定です。産後ケア事業とは、出産後に家族や周りからの支援を受けることが困難な方に、心身のケア、育児サポート等を行う事業を実施することで、産後も安心して子育てができる支援体制を確保し、子育て支援の充実を図ることを目的に行うものです。小金井市では、生後 4 か月未満の乳児とその母が対象となり、利用者は、医療機関で助産師のケアや授乳のアドバイスが受けられるほか、休息をとることができます。産後ケア事業を利用することで、利用者が少しでも安心して生活を営み、子育てのできる環境を得られるよう目指してまいります。</p> <p>育児支援ヘルパー事業については、介助する方がいない産後の母親の</p>

<p>談機関は医療機関を中心として確保しておくべきと考える</p> <p>小児科や地域の助産院がベスト</p> <p>何かあれば連絡出来る と、思うだけでやり切れる人が多数。</p> <p>私の働く〇〇助産院では、小金井市民だけでなく、多摩地域の産前から産後、育児期、母自身の体調、自分の子どもの妊娠など 母親特有の相談事に寄り添う活動をずっと続けている。</p> <p>夜間含め 24 時間体制で対応可能であり、知っている人は昼夜問わず連絡をよこし、大変な時期を乗り越えて来られた。</p> <p>提案としては市から、育児のために予算を組み育児チケットととして配布するのが 1 番</p> <p>平等に市民へ提供出来る。</p> <p>小児科などの医療機関だけでは健康な母子には用がない。</p> <p>産後うつに繋がりやすい母乳育児困難に対しては助産院がフォロー出来る機関である。</p> <p>小金井にも 2 カ所、国分寺には 3 カ所</p> <p>去年の〇〇助産院で診させてもらった妊産婦さんは 40 人前後。</p> <p>電話相談数は、それを上回る。</p> <p>どこの助産院も日々たくさんのお母さんが訪れる。</p> <p>母乳育児だけでなく、ミルク育児や母親自身の体調不良の悩みにも対応する事が多く、解決出来ることで育児に向き合える様になっていく</p> <p>また、夫不在や産後サポートが手薄で疲労がすごい方にはデイケア(食事付き、母乳外来や新生児預かり含む)も提供しているが、手厚いフォローを何回か受けるうちに自信をつけ育児が出来るようになっていく姿を何千人と見てきた。</p> <p>なので、産後入院にも助成やチケット利用が出来ると有効と思う。</p> <p>更に、産前産後支援としてヘルパー利用に対しても使えるようにするべきと考える。</p> <p>つわりの時期や産後の産褥期のサポートが手薄な家庭では母体回復困難のためネグレクトになりやすくなるため、健康に過ごせるための食事や家事は支援すべきであ</p>	<p>大切な地域支援として実施しています。利用料については一部をご負担いただいておりますが、非課税世帯等の減免制度も設けてございます。</p> <p>またヘルパー向けの研修会を年 2 回実施しております。なお、日程調整が難しく、すべてご希望どおりにお応えできないこともございますが、できる限りご希望に添えるよう引き続き努めてまいります。今後、切れ目ない支援の一つとして、安静を要する妊婦を対象にするなど事業を拡充する予定で計画(案)をお示ししています。支援の在り方については、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
---	---

	<p>り、ヘルパーにも専門知識を持ってもらう研修を増やして、断らない対策をすべきです。</p> <p>現状は、高齢者へ入る方が時給が高く産前産後を断るケースがあると聞くので、市の姿勢が子育て支援を軽んじているのだと理解しました。改善すべき点です。</p> <p>そして最大の問題点は、その費用が全て実費のため貧困家庭や家計負担感の強い家庭は受けられずにいると察するので、チケット配布の効果で地域の専門サービスを受け、妊産婦の死亡率が1位となった「自殺」を食い止めていく事に繋がる事が子どもへの支援の絶対的に必要な事と理解して支援策を立ててもらいたい</p>	
13	<p>◎p.7 施設の充実もそうですが 日々の過ごし方 子どもの育ちの根となる心の部分の充実。学習は幼稚ではせず小学入ってからが必須！</p> <p>自然ふれ土にふれ友だちと存分に遊ぶ時期</p> <p>◎p.51 ◎p.50(3)② ◎p.8 放課後子どもプラン</p> <p>ex)放課後子ども教室は大反対です。小学で十分な程、教えこまれています。放課後までも枠をつくるのではなく子ども同士がそれぞれ遊ぶ約束したり、断られたりするなかで育まれるものがあります。</p> <p>◎p.9③ 特別に支援が必要な子どもに対する支援</p> <p>違和感があります。長女中二娘はダウン症体質あります。幼い頃療育療育にとらわれていたことを反省しています。療育早期と近年言われつづけていますが地域の中で育つ自然の中で育つ。大切です!!</p> <p>今の「きらり」の体勢違和感あります。分離教育のはじまりの場になっていて心配です。</p> <p>☆◎p.76(7)</p>	<p>【幼児期について】</p> <p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>【放課後子ども教室について】</p> <p>放課後子ども教室は、子どもを取りまく環境の変化を踏まえ、放課後の子どもたちの安全で安心な居場所づくりを推進するため平成19年度から行っております。参加については、任意となっておりますので、放課後の居場所の選択肢の一つとして、考えていただきたいと思っております。</p> <p>【特別に支援が必要な子どもに対する支援について】</p> <p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>【就学相談等について】</p>

<p>「きらり」へ行った子、ほとんど支援学級や学校へ行きますよね。なぜでしょうか？ 就学相談でレッテル貼るのもやめてほしいです。</p> <p>どんな子も共に学び共に育ち合う場づくり、幼、保、小、中、高つくっていかないと子どもたちの心の育みできませんよ。←は自殺予防にも大きくつながります!!</p> <p>◎小学からの急な教えこみ。。子どもはとまどってます。戦後とかわからない学び方…。。自分から学びたい知りたいと興味を持ち生きるのが楽しい学ぶのが楽しい友だちや自分が好き！という気もち育むことが大切なのではないのでしょうか。</p>	<p>市では、就学前からの支援として、小学校・中学校の入学に際して心配があるお子さんの保護者を対象にした「就学相談」を実施しています。お子さんが持っている力を最大限発揮し、いきいきとした学校生活を送るためにはどのような教育環境が望ましいか、専門の相談員がご希望を伺い、情報提供を行いながら保護者の方と一緒に考えております。在籍先に関わらず、お子様の教育的ニーズ、保護者の方や専門家の意見等、総合的な観点から就学先を決定する制度となっておりますので、ご安心の上就学相談をご活用いただければ幸いです。</p> <p>【学び方について】 貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>14</p> <p>子どもが小金井市の野外保育〇〇に通っています。</p> <p>園に通う前、1歳の頃から毎週金曜日くじら山で開催しているプレーパークや、月曜日の親子ひろばで遊んでおり、それから、いろんな出来事があって、認可幼稚園が無償化になる年でしたが、この無償化政策に取り残されていても、いつか認められると信じ、幼稚園を認可外保育施設指導監督基準証明書の無い認可外の野外保育(〇〇)に決めました。</p> <p>〇〇に入園をきめた理由は、何よりも娘と私の親子関係のため、そして娘に生きる力、人生の楽しさをたくさん経験してほしいと思ったからです。</p> <p>私はフルタイム職場復帰するため、保活をしましたが、三鷹市内の認可、認証、無認可すべて落選し、娘は小金井市の無認可を経て、三鷹市が運営する公立認可保育園に転園しました。1歳児クラスです。</p> <p>しかし、下の子が生まれて二度目の産休に入った時、娘が夜中突然、ヒステリーになり「お母さん助けて！」と泣き叫ぶようになって、困惑しました。</p> <p>保育園から問題行動の指摘を受けるようになり、再度入園することは困難なのを覚悟して保育園を辞めました。</p>	<p>【野外保育の無償化について】 番号11をご参照ください。</p>

週に1日、下の子を預けて、二人きりでくじら山プレーパークで遊びました。数か月は私にべったりだった娘がそのうち周囲の子と遊ぶようになりました。走りまわり、顔に活気が戻り、目がいきいきしています。この頃、写真を見比べれるわかるのですが、一目瞭然の変化でした。

野外保育(〇〇) 〇〇は、自主性を重んじ、自己肯定感をやしなうことに目を受けた新しい幼稚園です。

でも、特別なことはしていません。

子どもに生きる力をもってほしいと親なら誰でも思うと思います。

それは、勉強を教えたり、しつけをすることではなくて、毎朝起きて、生きてるって素晴らしいと、今日も楽しい日にしようと、子どもが自分の力でできるようになることです。

〇〇は、幼児教育を「時間」「場所」「費用」「人や自然とのかかわり」において、SDGsの流れに沿った新しい在り方の中にあります。

園の先生は幼稚園の資格があります、保育計画もあります、都のチェックも受けません。

でも施設基準を満たさないために、証明書の無い、認可外です。

幼稚園の認可制度は50年前のものです。

子育てを取り巻く環境も、日本経済も、家族もありかたも大きく変わりました。

今の子ども達に必要なもの、親が一番与えたいと思っているものが、保育士の充足、学童、幼稚園の延長保育、課外授業、塾などの教育サービスでは、得ることはできません。

「自然を活用した東京都版保育モデル 検証委員会」が発足し、保育園でも野外体験を重視しはじめています。

自然豊かな都立武蔵野公園があり、小金井公園もあるのは、小金井市だけです。

だからこそ、小金井市周辺に野外保育がいくつも集まっているのです。

私は小金井第一小学校でしたから、団地の小さな公園か、泥沼で臭い野川公園・武蔵野公園で遊びました。

	<p>今のくじら山は、水が透きとおりと、魚もザリガニも目が探ることができて、野鳥もたくさんいます。</p> <p>毎週のプレーパークに集まる人たちを見てください。</p> <p>くじら山は週1回しかありません、でも本当は毎日あってほしいと思っています。</p> <p>野外保育〇〇のような自然保育の有益性を市が認め、活用していただきたいと思います。</p> <p>毎日、くじら山には、〇〇やプレーパークを必要としている子どもたちが来ています。</p> <p>一日中、外で遊ぶのですから、園は必要ないのです。</p> <p>お弁当も、歌も工作も、一日中外でできることです。</p> <p>認可外保育施設指導監督基準証明書の無い認可外、無償化の対象となるには「保育の必要性」条件が必要だったり、園舎が無いために園として認められないままにしないでください。</p> <p>ぜひ、小金井市として子どものために必要だと認め、他の園に通う子どもたちと同じように、無償化にしてください。</p>	
15	<p>「第4節 次世代につながる地域の子育て、子育て環境を整えます（基本的視点3）</p> <p>目標5 地域の子育て環境を整えます</p> <p>5-1.子どもが安心して学べる環境をつくります」について。</p> <p>【意見】</p> <p>子どもが安心して学べる環境の項目ですが、不登校、特別支援学校図書、学校外の学習支援等がありますが、これでは足りないと感じています。</p> <p>学校現場では、様々な様子を見せる子どもたちがいます。</p> <p>教室でなかなか学習に集中できない子。</p> <p>集団の活動に参加できない子。不安の強い子。</p> <p>学校には来たけれど、教室に入れない子。</p> <p>週に何日かなら来ることができる子。</p> <p>朝、起きられなくて遅刻が続き、学校に来そびれる子。</p>	<p>【子どもが安心して学べる環境について】</p> <p>不登校は現在の重要な教育課題のひとつと捉えています。次年度から不登校児童・生徒に対する支援員について、市独自予算での配置を検討しています。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーの拡充、不登校カルテの活用など、取り組みの充実を図っていきます。</p>

みせる表情は様々ですが、声にできない困り感を持っていることは共通しています。不登校になった場合の居場所は、もくせい教室をはじめ、民間の居場所などがあります。また、特別支援を必要とすることがはっきりしたケースには特別支援教室があります。

しかし。そのはざまの子どもたちはどうするのでしょうか。

学校の先生方の努力で、なんとか対応しているケースがほとんどですが、それに対して小金井市は何も対策をもたないのでしょうか。

地域と学校が連携することが求められてもいます。

何年か前に、東京都の「不登校訪問支援事業」を小金井市が受け、実施したことがありました。

不登校になりそうな子どもの支援として、中でも「不登校訪問支援員」は、子どもの家まで迎えに行き、学校では子どもの居場所として、子どもが安心して学校に来られることを目的とし、活躍しました。

子どもがなかなか言えない、もしくは自分でも言葉で言い表せないことを、じっくり向き合い、待ち、大丈夫だよと声を掛ける大人の存在は、とても大きなものだったのではないのでしょうか。

しかし、この事業も東京都の補助が終わるとともに、無くなってしまいました。

実際に、学校に来れなかった子どもが、その人がいてくれるから…と週1日が週3日になり、と登校する日が増えたケース。

教室に入れなくて不登校訪問支援員と別室で過ごし、参加できそうな活動から少しずつ不登校訪問支援員と一緒に教室でも過ごすことができるようになったケース。

など、その存在は、今の不登校、または登校渋りの子どもの居場所となります。

それこそが「子どもが安心して学べる環境をつくる」ことの大きな一つの柱になると考えます。

ぜひ、このような視点をもって、施策を考えていただけたらと思います。